

## 委員会視察報告書

委員会名	予算決算常任委員会運営会議
------	---------------

視察地	埼玉県北本市
調査項目	予算決算常任委員会の運営について
調査目的	予算決算常任委員会運営について調査研究し、今後の本市における取組の参考とするため
日時	令和7(2025)年11月13日 午後2時～3時30分
場所	北本市議会(北本市役所 埼玉県北本市本町1丁目111番地)
調査概要	<p><b>【北本市の概要】</b></p> <p>人口 63,834人(令和7年11月1日現在)      面積 19.82km<sup>2</sup></p> <p>埼玉県の中央部、都心まで電車で約50分の場所に位置し、埼玉県初の森林セラピー基地として認定されている。雑木林が市内数多く点在し、緑に囲まれた健康な文化都市を掲げ、自然と都市がバランスよく共存し、市民と協働し持続可能なまちづくりに取り組んでいる。昼間の人口が少なく、多くの市民が東京都や埼玉県南部などに通勤・通学している。シティプロモーションに力を入れ、関係人口の増加に取り組んでいる。</p> <p>また、ふるさと納税寄附額が県内1位であり、「災害に強い街」として知られている。</p> <p><b>【予算決算常任委員会の設置】</b></p> <p>① 議会改革特別委員会の設置      令和2年第2回定例会に議長発議で設置      「通年議会」、「予算決算特別委員会の設置」、「議会ライブ配信などの情報公開」の調査・検討を議長から要請      →早期に改善する必要があるものとして「予算決算特別委員会の設置」を優先審議することとし、1か月の間に計6回の会議を開催</p> <p>② 議案一体(不可分)の原則      予算(補正含む)及び決算議案を3常任委員会に分割していたが、地方自治法で定める「議案」の体裁と実体を失うおそれがあった。</p>

	<p><b>【予算決算常任委員会のアウトライン】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員会条例に基づく「常任委員会」とし、委員は議長を除く全議員（決算審査時に限り議選の監査委員を除く）</li> <li>2 予算決算議案、補正予算議案が委員会付託の対象</li> <li>3 常任委員会全体会の会議を開く場所は、議場とした。</li> <li>4 分科会（総務文教・健康福祉・建設経済）を設置し、分科会への説明員の出席要求は、所管の部課長</li> <li>5 分科会での審査は質疑までとし、常任委員会全体会では分科会長報告後、質疑・討論・採決を行う。</li> <li>6 常任委員会全体会への執行部の出席依頼は、採決を行う日のみ各部長 →令和5年第4回定例会までは、「三役及び各部長」（市長からの申入れにより、三役を外した）</li> <li>7 本会議（最終日）に行う委員長報告は分科会長報告を踏まえ簡潔に行う。</li> </ol> <p><b>【予算決算常任委員会設置による効果と課題】</b></p> <p>＜効果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 議案一体（不可分）の原則と分割付託での二律背反性が解消され、地方自治法違反の疑念がなくなった。</li> <li>■ 各常任委員会間において、賛否の結果が異なる、修正案に齟齬を来すなどのリスクが減少した。</li> </ul> <p>＜課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会期日程が従前より1.5日延びて3～4日分長くなった。</li> <li>■ 同日で総務文教・健康福祉・建設経済の各常任委員会と分科会とで、議事日程を別にするため、説明員の出席順に配慮が必要なことや会議時間及び事務作業が増加した。</li> </ul>
観察の様子	 <p>(庁舎3階全員協議会室での説明)</p>  <p>(庁舎3階議場にて)</p>

質 疑 応 答	<b>質問</b> 審査に当たっての分科会内での質疑の整理について
	<b>回答</b> 事前に分科会内でどんな質問をするかというような整理は行っていない。代表質問があるので、各会派で聞きたいことがある程度決まっている。
	<b>質問</b> 審査資料の形式と配布時期について
	<b>回答</b> 予算書、決算書、行政報告書の該当ページをまとめたもの、審査日程の資料については、分科会の付託が決定した後、グループチャットを通して周知している。
	<b>質問</b> 審査における質疑・議員間討議の在り方に関する取決めについて
	<b>回答</b> 基本条例にありながら議員間討議の実施に至っていないのが実情。今現在、議会特別委員会を開催しており、一旦申合せの上12月からの施行を考えている。会議規則で質問は3回までを基本としている。
	<b>質問</b> 予算・決算の審査結果の反映について
	<b>回答</b> P D C Aを適用するまで行っていない。各自治体でやり方が違うところがある。最終的には、修正案や附帯決議は予算決算常任委員会で一括して審査できる。
	<b>質問</b> 会期日程の総括質疑などスケジュールについて
	<b>回答</b> 開会日7日前に全ての議案が送付される。その全体を通して代表質問に利用するのが総括質疑という形になる。
	<b>質問</b> 議員の意見について、どのように集約されるのか。
	<b>回答</b> 分科会の審査は質疑までで、分科会としての意見集約は分科会長が行う。
	<b>質問</b> 総括質疑の答弁者は、各部長と考えてよいのか。
	<b>回答</b> 説明者は執行部が決める。おおむね部長が多い。特に市の重要事項だから市長にお願いしたいという場合は、市長に答弁してもらいたい旨を通告書に書いている。
	<b>質問</b> 即日採決が必要な議案が仮に出た場合の対応について
	<b>回答</b> 全国市議会議長会の見解だが、即日に採決を求めることがあってはならないと思う。例えば、追加議案の補正予算が出てくると最終日に行う。付託することなく全体で本会議だけで行う。当初予算や決算ではやらない。
	<b>質問</b> 委員長報告と分科会長報告が文書で各委員に配られ、全体で採決されるという理解でよいか。
	<b>回答</b> 分科会長報告は、審査が終わった段階で調整し、全体の際に配布している。傍聴者にも配布する。
	<b>質問</b> 委員長報告と分科会長報告などの議事録の精査をどん

	<p>な形で行っているのか。</p> <p><b>回答</b> 省くもの、掲載するものは、議案に対してポイントとなるところをメモし、審査が終わった時点で分科会長に相談している。</p> <p><b>質問</b> 一般質問の通告をしてから日数があるが、事情変更が出てきた場合の取扱いについて</p> <p><b>回答</b> 既に内容が予算に反映されている場合は、議場で取り下げることがあるが、もちろん通告に従い対応することも可能</p> <p><b>質問</b> 委員会のオンライン会議システムを使用した開催について</p> <p><b>回答</b> 今のところ使用していない。委員会条例にある項目に該当しないと、できる形にはなっていない。しかし、出産、育児などで申出があった場合は、オンライン会議に出席できる。</p> <p><b>質問</b> 修正案が附帯決議されたというのは、予算決算常任委員会の場で修正案が出されたという理解でよいのか。</p> <p><b>回答</b> 補正予算や当初予算でもあった。中には予算執行を留保する決議もあった。</p> <p><b>質問</b> 会期日程に各常任委員会委員長報告とあるが、本会議場で報告が出るのか。</p> <p><b>回答</b> 3常任委員長、予算決算常任委員長が報告した後に、その議案に対応する委員長報告に対して質疑し、議案ごとに採決する。</p>
委員会所感	<p><b>【佐藤正典委員長】</b></p> <p>令和2年に議会改革特別委員会を設置し、同時に予算決算特別委員会の設置を優先的に進めたのは、一つの委員会で予算及び決算に関する議案の審査を行う議案一体（不可分）の原則に基づく理由との説明であった。北本市の予算決算常任委員会は、効率的で分かりやすく、適切な審査を行うための運営の工夫がされている。例えば、定例会の日程では、開会初日の翌日以降3日間を議案調査日のため休会とし、また、本会議で質疑、討論、採決等を行う前日及び前々日を事務処理のために休会としているが、こうした運営も特徴的である。予算決算常任委員会全体会の採決日には担当の各部長が出席しているとのことだが、財政担当部門だけでなく、必要に応じて議案（事業内容等）の説明にも対応している。3分科会長の審査報告については、おおむね内容の統一が図られていて、とても分かりやすいもの</p>

であった。加えて、議会だよりは、大変わかりやすく編集されていて、取り分け、令和7年度予算の審議と令和6年度年度決算の認定についての特集は、予算決算常任委員会での議論の内容を市民に知ってもらうためには最良であると感じた。こうした取組を参考に、今後、当市議会での予算決算常任委員会の運営に生かしていきたい。

【三嶋副委員長】

北本市の予算決算常任委員会設置までのプロセスをとても興味深く拝聴した。令和2年に議会改革特別委員会に付託され、「議会の活性化、議会組織機能、議会運営等の議会改革に関する調査・研究」において、予算及び決算の審査方法の取組がとても効率的に行われて施行に至っている。優先審議することで、議員の意識を高め、他市の事例を参考としてより良い運営方法を学び、分科会方式を採用、2か月という短期間で委員会条例の一部改正をしている。各会派の意見を集約し、スピード感を持って的確に判断し、対応していた内容説明に聞き入った。また、懇切丁寧に会期日程、予算決算常任委員会の内容、質疑応答に対応していただいた。地域性や利便性、人口動態等により市政の取組は違えども、市議会は市の予算、決算の認定、条例制定等の市政の重要な事項を審議、決定する役割を担っている。予算決算常任委員会の設置、運営を学ぶことができ、とても実りある視察となった。

【布施委員】

北本市の予算決算常任委員会設置に至った経緯としては、それまで予算（補正含む。）及び決算議案を3常任委員会に分割付託していたところ、行政実例に「予算及び決算議案は不可分のものであり、二以上の委員会で分割して審査すべきものではない」（議案一体（不可分）の原則）と示されており、地方自治法で定める「議案」の体裁と実体を失うため、法令違反の懸念があったということである。当市の予算決算常任委員会についても同様であり、設置理由が非常に分かりやすく理解できた。また、予算決算常任委員会設置による効果としては、各常任委員会間において賛否の結果が異なる、修正案に齟齬を来すといったリスクが減少したことであり、当市においても同様の効果が得られているということで大変参考になった。

【星野幸彦委員】

北本市の予算決算常任委員会は、議会改革の一環として議会改革特別委員会において8回の集中審議を経て令和2年に設置さ

れた。柏崎市と同様常任委員会となっており、全体的な運営についても細かい点での違いはあるが、ほぼ同様となっていた。予算決算常任委員会全体会が議場で開催されることが印象的だった。現状、柏崎市は委員会室で各分科会長（＝3常任委員長）が審査報告を行っているが、せっかく分科会に分かれて審査を行っているので、各分科会長には議場で審査報告をしていただきたいという思いがある。取り入れられたらいいなと感じた。ほか、審査結果などの情報公開に積極的だったことなどが印象に残った。決算審査の新年度予算への連動（反映）については、時間軸・スケジュールの関係からもなかなか反映されないとの課題も伺った。今回お聞きしたことについて、柏崎市でも参考となることについては検討していきたいと思った。

【池野委員】

北本市では、令和2年に議長発案で議会改革特別委員会を設置し、予算決算特別委員会の設置を決定。全体会は議場で行い、分科会での審査は質疑までとし、全体会で分科会長報告後、質疑・討論・採決を行っている。これまで、各常任委員会間ににおいて賛否の結果が異なり、修正案に齟齬を来すことがあったが、常任委員会を設置することでリスクが減少したと伺った。会期は以前より長くなったもののメリットの方が大きいとのことであったが、それだけ、質疑が活発に行われているのだと感じた。分科会報告を、事前に議員全員はもとより傍聴者へも配布しているとのことで、その分、事務処理のため2～3日休会してまとめ作業をされていた。柏崎市議会でも、各分科会での質疑をまとめる時間を設け、分かりやすく市民へ提示していく工夫をしていくことも検討していけるといいのではないかと感じた視察であった。

【近藤委員】

北本市は、予算決算常任委員会の設置に当たり、地方自治法の「議案不可分の法則」を踏まえ、計8回にわたり協議を重ねている。予算決算常任委員会全体会を議場で行う点が特徴的である。現在は総括質疑を会派代表が行い、分科会での意見集約は最小限としつつ、審査結果の透明性確保に努めている。また、審査資料の事前共有や行政報告書・事業評価書の公開、ロゴチャットの活用など、情報公開と審査環境の整備に積極的であると感じた。一方で、審査結果が翌年度以降の政策に十分反映されにくいことや、議員間討議が試行段階にある点など、運営面での課題も教えていただいた。予算決算常任委員会全体会の採

決日に各部長が出席する点や、総括質疑には時に市長が答弁する点は柏崎市と異なるが、議会における議論の過程を当局と共有する機会としては興味深い。柏崎市議会における委員会運営の参考にしたいと思う。

【山本委員】

北本市の予算決算常任委員会の運営については、令和2年に議会改革特別委員会の中で8回の集中審議が行われ決定した。予算決算常任委員会の中身は柏崎市議会と同様ではあるが、議会運営の流れとして、8月末に議案が提出された後、途中議案調査のための休会や事務処理のための休会の日程を入れていることには驚いた。また、分科会長報告については質疑だけでなく当局の答弁内容も報告されており、柏崎市議会で行っている意見集約はされていなかった。そして、委員長報告については質疑のみの報告として具体的な討論内容の報告はせず、反対討論が1件あったなどの簡潔な報告になっており、その報告書も議員全員に配布される事務処理がなされていた。特に、予算決算常任委員会による新年度予算への反映についてはまだ課題があることが伺えた。今回学んできたことを柏崎市議会の予算決算常任委員会に生かしていきたいと感じた。

【西川委員】

北本市の予算決算常任委員会は、議会改革の一つとして、議長発議により特別委員会での協議を経て設置された。議案一体(不可分)の原則と分割付託での二律背反性が解消され、地方自治法抵触の疑念がなくなったことが効果であるとのこと。運営については、委員会条例に基づく「常任委員会」であることや分科会審議の仕方は柏崎市と似ている。運営面では、本会議2日目から3日間の議案調査日を設けていること、分科会での質疑や討論・採決などについて柏崎市と違いがあり、内容や事務作業としての効果を想像しながらお聞きしていた。改めて柏崎市議会の運営と比較し、研究していきたい。

【持田委員】

予算決算常任委員会全体会において、分科会方式により審議された内容を文書によって報告することは学ぶべきことである。総括質疑は、議会のシステムとして共通であるが、議案に対する総括質疑の位置付けが重視されている。会期日程を見て明らかのように、議案提案がなされ、一定の時間を設ける中で総括質疑に生かし、審議を深めている。議会運営に直接関係しないが、「世界連邦平和都市宣言」と「北本市非核平和都市宣言」を

昭和61（1986）年6月16日に同時に決議されている。人類永遠の平和確立へ優れた精神が脈打っている、文字どおりの先進自治体に感銘した。

【三宮委員】

柏崎市とほぼ同じ運営（特別委員会ではなく常任委員会であることなど）になっていた。柏崎市議会との違いは、委員会条例で決算審査において議選の監査委員を除いている点、場所が本会議場である点（マイク等の設備の関係から）、全体会への当局の出席は採決を行う日のみ各部長に出席を依頼している点、本会議初日の翌日から3日間の議案調査日を設けている点（この間事務局は関わらない。柏崎市議会の議案補足説明・論点整理の期間と類似）、討論・採決の全体会で各常任委員長の報告書が配られている点、その報告内容は質疑と答弁であり意見や意見集約の結果は報告されていない点などではないか。なお、分科会での意見集約の実施の有無については未確認である。北本市議会とは、一昨年は議会広報広聴常任委員会で視察訪問し、昨年は柏崎市議会を視察訪問していただき、今回の視察で3回目の交流となっている。視察の視点は変わるが、北本市はシティプロモーションの取組（mGAP：エムギャップ・修正地域参画総量指標を使ったプロモーション）で人口が社会増に転じている。今後も視察の地として調査研究を継続していきたい。

【相澤委員】

北本市議会の予算・決算審査は、地方自治法の原則を踏まえ、議会改革の重点項目として短期間で制度整備が進められた。全体会は設備上の理由で議場開催としているが、結果として透明性向上につながっている。事務事業評価シートは前年度分を6月までに整理し、7～8月に公開することで、議員は早期に準備が可能となっていた。分科会の質疑・答弁をまとめた報告書も全議員に配布され、迅速な情報共有が行われている。当局出席は分科会では部長・課長とし、全体会では採決内容を確認してもらうため部長出席を求める運用であった。議員間討議は基本条例に規定されているものの実績はなく、12月から試行予定とのことで改善の余地も示された。柏崎市議会と共通点は多いが、議場での全体会実施や報告書の取扱いなど参考となる点も多く、今後の委員会運営に生かしていきたい。

【真貝委員】

北本市議会は、予算決算常任委員会の全体会を議場で開催している。全体会で討論・採決を行っている点は柏崎市議会と同じ

であるが、柏崎市議会は全体会での採決時に部課長の出席は求めていない。北本市議会では令和5年まで三役及び各部長の出席を求めていたところ、市長から三役を外してほしいとの依頼があったとのことである。また、北本市議会は議選の監査委員を決算時のみ除くとしているが、柏崎市議会は現状の運営、議選監査委員も委員として出席することでよいかと考える。